

第 17 回木曽三川下流域自然再生検討会議事概要

日時：令和 7 年 1 月 30 日(木)13：00～15：00

場所：木曽川下流河川事務所 1 階会議室および WEB 会議室

1. 開会

2. 開会挨拶（木曽川下流河川事務所長）

3. 座長挨拶（藤田座長）

4. 委員の紹介（事務局）

5. 議事

1) 規約改正

- ・規約改正について事務局から説明があり、了承された。

2) 自然再生計画書の変更案について

①第 16 回自然再生検討会における主な意見と対応方針

- ・第 16 回自然再生検討会及び第 17 回自然再生検討会の事前ヒアリングにおける主な指摘事項について、事務局から説明があり、以下の質疑内容を踏まえて検討を行い、自然再生計画書（変更案）の原文等に適切適正な修正や補足説明等を加えることで対応方針が了承された。

質疑の概要

- ・自然再生計画書(変更案)の文章中に「繁殖」、「特定外来生物」、「ネイチャーポジティブ」に関する記載はきちんと織り込まれていると感じた。
- ・自然再生計画書(変更案)P.2 の伊勢湾に対する木曽三川の河川流入量の割合について、近年のデータはあるか。10 年間、30 年間でどう変化したか等、経年的な変化は分かるか。気候変動によって伊勢湾への河川の流入量が大きく変化する可能性があるため、これまでの傾向及びこれからの傾向について記録することが重要だと考える。

→ 過去のデータと比較して確認を行う。【事務局】

- ・自然再生計画書(変更案)内にはニホンウナギ生態系ネットワーク計画との関わりについて明記されているが、自然再生計画書(変更案)に対するニホンウナギ生態系ネットワーク計画の位置づけがわかりにくく感じた。
 - ・自然再生計画書(変更案)の再生メニューに関する数値的な目標値は面積だけでなく、ヨシ原再生でいえばヨシ原の機能を評価するなど、生態的な機能を定量目標に含められると良いのではないかと考える。
 - ・木曽三川下流域の自然再生事業において、ケレップ水制が重要な役割を担うと考える。
 - ・自然再生計画の目標値と、整備計画の目標値とは数値的に異なってくるという認識で良いか。また浅場の定量目標においては、浅場の定義が重要になると感じる。
- 自然再生計画の目標値と整備計画の目標値は数値的に異なることを想定し、これらの目標値の具体的な設定は今後検討予定である。目標を設定する上での浅場の定義については朔望干潮位の T.P.-1.4~T.P.-2.0 を考えている。【事務局】

②自然再生実施箇所の検討について

- ・自然再生実施箇所の検討について事務局から説明があり、以下の質疑内容を踏まえて検討を行い、自然再生計画書(変更案)の原文等に適切適正な修正や補足説明等を加えることで了承された。

質疑の概要

- ・資料 2-3 の P.8 について、再生整備を行ったが課題がある区間のうち、水衝部に位置する等のため課題となる原因が回避不能な場合は事業対象外となるが、課題が解決可能である場合は自然再生必要区間に入るという理解で良いか。
- その理解で問題ない。【事務局】
- ・定量目標について干潟は面積ベースということだが、いつの時点の面積なのか。また今まで行われた事業では一定の面積に土砂を投入したとしても水流等でなくなるケースもあったと思うが、そのような場所は定量目標に入っていないということが良いか。
- 概ね 5 年に一度行う三次元測量を基に面積の算出し、定量把握を行う。【事務局】
- 了解した。干潟の目標としては面積だけでなく、動物の確認状況等、生態的機能を評価する方法もあるのではないかと考える。
- 「最低限、このくらいの生物の生育・生息環境を維持したいからこのくらいの面積を再生させる」という目標が立てられることが本来望ましいと考えられる。まずは再生の可能性がある場所を対象とし、再生できる面積を目標値として設定するものと認識している。
- 三次元測量データがあれば、標高がどの程度複雑化しているかも分かると思うので、それらの値も使うと良いと考える。
- ・浅場面積の算出は T.P.-2.0m までの範囲で行うという理解で良いか。
- 干潟は朔望平均満潮位から朔望平均干潮位までの T.P.+1.2m~-1.4m が範囲であり、T.P.-1.4m からが浅場の範囲となる。定量目標に対しては T.P.-2.0m までの面積で設定することを考えている。【事務局】
- ・資料 2-3 の P.21 に「過去にあった良好な水際環境が消失傾向」とあるが、「過去にあった良好な水

際環境」というのはどの時期を指すのか。また、どのような環境を指すのか。

→ 過去との比較については、昭和 30 年代の植生の状態を過去の良好な水際環境としてとらえ、現在の水際環境と比較している。【事務局】

- ・課題があるため自然再生実施候補箇所として抽出し、課題解決の追加対策を行うということとして整理されているが、今後、整備効果が見込めない箇所は諦めていくことも必要である。

③今後のモニタリング計画

- ・今後のモニタリング計画について事務局から説明があり、以下の質疑内容を踏まえて検討を行い、計画案に適切適正な修正や補足説明等を加えることで了承された。

質疑の概要

- ・モニタリング場所の変更は検討しないのか。あまり効果のない場所ではモニタリング調査をやめ、他にモニタリング場所を探すことも必要だと考える。

→ これまでは、自然再生整備の効果を把握し評価するため、実施した全ての地区を対象としてモニタリングを実施していたが、今後の中長期モニタリングは、モニタリングを継続する必要がある箇所を代表地区として設定して継続する方針としている。

- ・浅場再生は干潟の前面に実施するという理解で良いか。（モニタリングは）中々難しいようにも感じる。

→ 浅場再生のモニタリング計画での位置づけは、今後のモニタリング計画としてどの程度先の年まで、資料に記載された調査項目で実施していくかによると考える。源緑輪中地区のように干潟が維持されている場所にも浅場が無いと長くは環境として維持されないことが考えられる。浅場を T.P.-2.0m の範囲までとしたときに三次元点群測量データの干潟面積の色付けがどのように変化していくか、これからの検討事項であると思うが、それらが今後のモニタリング範囲を決めると考える。

6. 情報提供

1) ワンド再生箇所における整備状況について

- ・ワンド再生箇所における現在の整備状況について事務局から説明があった。

2) 自然再生計画変更に向けての今後のスケジュールについて

- ・自然再生計画変更に向けた今後のスケジュールについて事務局から説明があり、以下の要望と回答があった。

質疑の概要

- ・計画書の内容については、委員の方々に今一度確認をいただくのが良いと考える。

7. 閉会